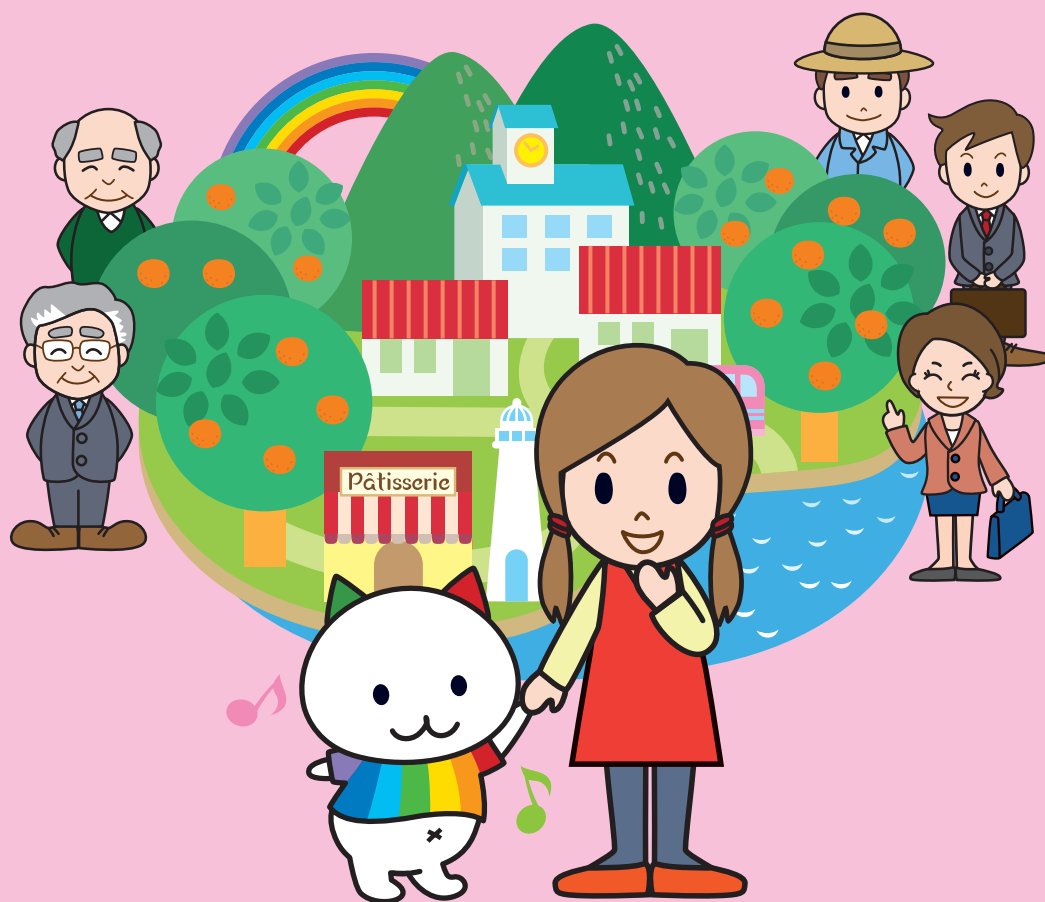


地域振興キャラクター 活用マニュアル



日本弁理士会

著作権委員会

本誌刊行にあたって

昨今、日本各地で、B級グルメやご当地イベントの開催等、様々な方法を利用した“町おこし”が行われています。その背景には、過疎化や少子化に伴う人口の減少という地方社会が抱える問題が見え隠れしています。今や、地域の活性化は不可欠です。そんな中、“町おこし”の常套手段とされているのが地域振興キャラクターの活用です。そして、地域振興キャラクターと切っても切れない関係にあるのが著作権等の権利問題です。

地域振興キャラクターの活躍により、地域に一体感が生まれ、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層に受け入れられるような“町おこし”を成功させている地域は数多くあります。しかし、地域振興キャラクターを作っても成功を収める地域ばかりではありません。地域振興キャラクターを活用していくにあたり、著作権等の様々な法律的問題に突き当たり、大きな騒動にまで発展してしまったケースがあるのも現状です。

そこで、日本弁理士会著作権委員会では、著作権実務の研究活動の一環として、「地域振興キャラクターに関する権利上の諸問題とその解決方法」という興味深いテーマに取り組みました。本誌は、この研究を同委員会の活動だけに留めてしまうのではなく、地域振興キャラクターを取り扱う上で起こり得る著作権等の諸問題を解決するための手引きとなるような冊子を作成し、少しでも地域振興キャラクターを活用する皆様のお役に立てたらとの思いから刊行に至ったものです。

本誌では、地域振興キャラクターに関わる法律的な問題をわかりやすく解説するため、キャラクターの誕生から活用に至る過程で必要となる権利処理の方法を3つの章に分けて時系列に解説しています。仮想都市「七色市」のオリジナルキャラクター「にじろう」の活用を通して、起こりうる問題とその解決方法を一緒に考えていきましょう。

平成29年3月吉日
日本弁理士会 著作権委員会

注) 本マニュアルに掲載されている契約書等は、あくまでも「ひな型」に過ぎません。契約書等は、必ず、契約当事者と相談し、事案の内容を理解した上で作成してください。

目 次

ストーリー紹介	4
プロローグ	5
第Ⅰ章 地域振興キャラクターの制作	
1 キャラクターの制作	9
1－①キャラクターの制作の検討	9
1－②キャラクターデザインの募集	10
(1) キャラクターデザイン募集要領	12
(2) 業務委託基本契約書	14
2 キャラクターの完成	18
2－①キャラクターの決定	18
2－②キャラクターの譲渡等	20
(1) 著作権譲渡契約書	21
(2) 第三者対抗要件のための著作権の譲渡の登録	24
第Ⅱ章 地域振興キャラクターの活用	
1 キャラクターの管理	29
(1) デザインマニュアル	29
2 キャラクターの使用	32
(1) キャラクター取扱要領	33
(2) キャラクター使用申込書	35
(3) キャラクター使用承諾書	36
(4) キャラクター使用不承諾書	37
(5) キャラクター使用変更申請書	38
(6) キャラクター使用報告書	39
(7) キャラクター使用許諾契約書	40
3 キャラクターのSNSの管理	43
(1) キャラクターの運用に関する業務委託契約書	44

第Ⅲ章 着ぐるみの制作・活用

1 着ぐるみの制作	51
(1) 着ぐるみ制作委託契約書	53
2 着ぐるみの管理	56
(1) 着ぐるみ貸出要領	57
(2) 着ぐるみ使用に関する管理要領	60
3 着ぐるみの貸出	62
(1) 着ぐるみ使用申請書	64
(2) 着ぐるみ使用承諾書	65
(3) 着ぐるみ使用不承諾書	66
(4) 着ぐるみ使用報告書	67
付録：地域振興キャラクターの活用の流れ	68

ストーリー紹介

七色市（通称：ナナイロシティ）はちょっと田舎にある、ソコソコ大きな市です。山間の緑豊かな立地の七色市では、温暖な気候を生かしたみかんの栽培が盛んです。そんな七色市も大きな問題を抱えていました。高齢化と少子化です。若者が仕事を求めて都会に出て行くため、年々人口は減少しています。

折しも、七色市の農作物研究所では、長年の研究努力が実を結び、新種のみかんの栽培に成功しました。新種のみかんは「にじいろみかん」と名付けられ、七色市の農家は、「にじいろみかん」の栽培に取り組み始め、徐々にマスコミにも取り上げられるようになりました。

「七色市の特産物『にじいろみかん』の認知度を上げ、町を活性化し、みんなに七色市に来てもらおう！！」七色市では、陽気な住民たちの協力を得て、地域振興キャラクターが誕生しました。七色市のPR隊長の「にじろう」です。

日本一の市を目指して、「にじろう」とともに七色市の町おこしが始まります！！



七色市（ナナイロシティ）

プロローグ

<七色市の市長と町内会長が市長室で話をしていました。そこへお茶を運んできた七色市の事務員のミライちゃんは、偶然、二人の話を聞くことになりました。>

<コン、コン、コン！>

ミライちゃん：失礼します。お茶をお持ちいたしました。

市長：ありがとう。

市長：会長さん、ここ数年、七色市の人口の減少に歯止めがかからないんだよ。

町内会長：どうも、仕事を求めて都会へ出ていく若者が多いみたいですな。

市長：どうにかして若者の転出を食い止める方法はないものですかねえ。

町内会長：そういえば、最近、農作物研究所の山畑さんが品種改良に成功してできた珍しいみかんが世間の注目を集め出しているみたいですよ。

ミライちゃん：あっ、それ「にじいろみかん」です。とても甘くてみずみずしいって評判です。「にじいろみかん狩り」も人気みたいですよ。

町内会長：そう。その「にじいろみかん」を使って、七色市をアピールできれば、市の活性化につながるかもしれませんよ。

市長：なるほど。市が活性化すれば、新たな雇用を生み出すことができるかもしれない。若者の転出を食い止めることができるかもしれない。しかし、アピールをするといっても、どうしたらいいのか。「にじいろみかん」だけをアピールしてもなあ。

ミライちゃん：市長、最近流行っている地域振興キャラクターを作ってみるといいのはいかがですか。

町内会長：なるほど、それはいい案ですな。それならマスコミも取り上げてくれるかもしれないな。

ミライちゃん：B級グルメと並び、地域振興キャラクターは、テレビや新聞、雑誌で毎日のように目にしますよ。

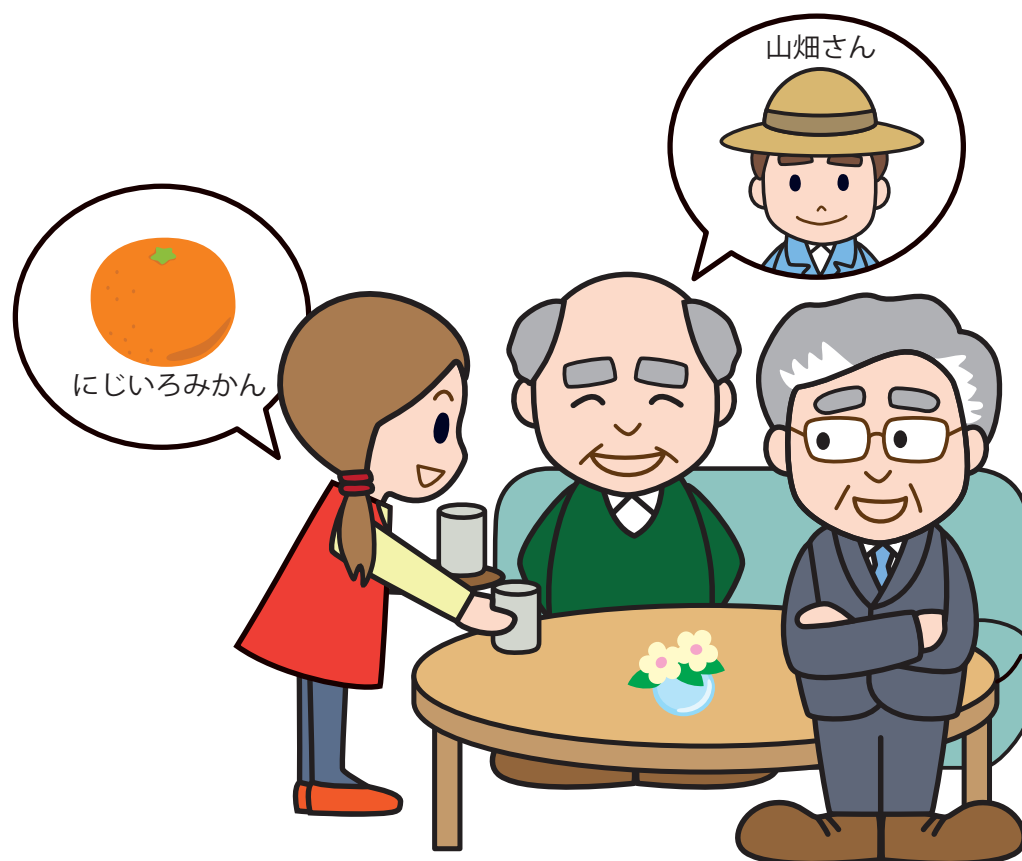
市長：そうですか。では、七色市の活性化のために、七色市のPR隊長となるような地域振興キャラクターを制作することを提案してみましよう。
善は急げだ！ミライさん、地域振興キャラクターはどうやって作るのか、次の

会議までに調べておいてくれないか。

ミライちゃん：わかりました。

町内会長　　：市長、完成したら、是非、我々市民にも使わせてください。

<こうして、七色市は地域振興キャラクターの制作に向けて動き出すことになりました。>

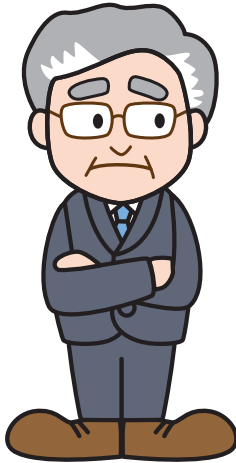


第 I 章

地域振興キャラクターの制作

1 キャラクターの制作

1-① キャラクターの制作の検討



- 市長 : やあ、おはようミライさん。早速だが、先日、市長室で話をしていた地域振興キャラクターの件だが、キャラクターはどうやって作るのか、私たちはまず何をすればよいのか調べてくれたかね。
- ミライちゃん : はい、調べました。キャラクターを制作するには、主に3つの方法があるようです。
- 市長 : ほほう、そうか、その中から私たちに合う方法を選べばいいんだね。



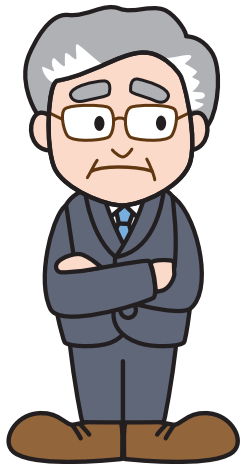
ミライちゃんのワンポイントノート

キャラクターの制作方法

キャラクターのデザインを制作するには、主に、次の3つの方法があります。

- ① 一般公募
- ② イラストレーター(個人) やデザイン会社に、キャラクターの制作を業務委託する
- ③ 自己制作 (例: 七色市の職員が制作したり、企業内で自社の社員が制作したりする等)

1-② キャラクターデザインの募集



市長：キャラクターのデザインは、公募することにしようと思うのだが、どうかね。応募者の条件や制限は設けず、なるべく多くの人に応募できるようにしよう。七色市のアピールにもなるからね。誰か、キャラクターの募集方法について詳しい人を知らないかね。

ミライちゃん：先日、市のロゴマークの相談に乗っていただいた弁理士の虹子さんに相談するというのはいかがでしょう。弁理士さんは、著作権法も業務の1つとして取り扱うことができるそうですよ。

市長：そうか。では、弁理士の虹子さんに連絡してみてください。

弁理士虹子さん：こんにちは。本日は、地域振興キャラクターについてのご相談ですね。地域振興キャラクターを制作する際には、以下の点に注意しましょう。



弁理士虹子さんのワンポイントアドバイス

1. キャラクターの著作権の取り扱いについて

(キャラクター制作前の注意点)

キャラクターのデザイン画は美術の著作物になります。そして、一般公募、制作依頼、自己制作のいずれの場合にも、キャラクターを創作し、表現した人(著作者)に「著作権」という権利が発生します。

① 一般公募の場合

一般公募によって応募された作品の著作権は、原則として、採用作品の応募者に帰属[※]しています。しかし、著作権が応募者に帰属したままだと、主催者は、採用したキャラクターのデザインを利用するたびに、応募者に利用のための許諾を得なくてはならなくなってしまいます。そのため、採用されたキャラクターのデザインの著作権の譲り受けを応募の条件とすることが多くみられます。応募者は、作品の著作権がどのように取り扱われるのか応募前に必ず確認しましょう。また、主催者は、採用作品の著作権は誰に帰属することとなるのか等、権利に関わる条件については「募集要領」に必ず明記しましょう。

キャラクターデザイン募集要領→p.12

※「帰属」とは、物・権利等が、特定の人・団体・国等の所有となることをいいます。

② イラストレーターやデザイン会社に制作を委託した場合

キャラクターの制作を依頼する場合、原則として、キャラクターデザインの著作権は制作を受託したイラストレーター個人もしくはデザイン会社である法人に帰属します。そこで、キャラクターデザインの著作権を譲り受けるか否か等、著作権の帰属や業務内容を明確化しておくために、キャラクターデザインの依頼者とキャラクターの制作者との間で「業務委託契約書」を結んでおくといでしょう。

業務委託基本契約書→p.14

③自己制作の場合

自治体の職員や自社の社員が制作したキャラクターであっても、キャラクターの創作者である個人が著作者となります。採用後、キャラクターの創作者と相談して著作権を譲り受けるか否か等権利の帰属について、同意書等を交わして、取り決めておく必要があります。ただし、職務著作^{*}となる場合には、著作権は、初めから自治体や企業に帰属することになります。地域振興キャラクターのデザイン画の制作が、職務となるのか、それとも個人の創作活動となるのか予め確認しましょう。

※「職務著作」とは、会社や自治体の従業員等が職務として著作物を作成した場合、その著作物の著作者が会社となることといいます。職務著作に該当するには、一定の条件を満たす必要があります。詳しくは著作権を取り扱い業務とする弁護士や弁理士に相談するとよいでしょう。

2. 翻案権等の譲渡

「翻案権等」とは、著作者に帰属する権利で、キャラクターの同一性を保ちながら表現形式を変更して、新たな著作物を創作する権利のことをいいます。たとえば、2次元で表現されたキャラクターのイラストをもとに、立体形状のぬいぐるみを制作すること等がこれに該当します。もし、翻案権等を譲り受けていない場合には、キャラクターのデザインを変更するたびに、キャラクターの創作者に変更のための許諾を得なければなりません。キャラクターのデザインを一般公募する場合は、翻案権等についても譲り受けるのか等の条件も「募集要領」に明記するとよいでしょう。

(1) キャラクターデザイン募集要領

キャラクターデザイン募集要領

1. 目的

七色市では、地域の魅力を広くアピールでき、観光PR、特産品の紹介、地域活性化等につながる、そんなキャラクターを募集します。

2. 募集するキャラクターの概要

七色市の文化、自然、観光資源や特産品等をイメージでき、誰もが親しみを感じるようなオリジナリティーあふれるキャラクター

3. 応募資格

どなたでも応募できます（町内・町外・プロ・アマ・年齢は問いません）。ただし、**未成年の方は**、保護者の承諾が必要です。

未成年の者は、著作権等の譲渡に際し、保護者が代理で契約することを想定しているので、応募資格の条件に記載しておくとういでしょう。

4. 募集期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）必着

5. 応募規格・規定

(1)一人何点でも応募できます（応募作品数に制限はありません）。

(2)作品は、キャラクター全身像の正面デザインを、A4版用紙に描画してご応募ください。用紙1枚につき1作品とします。

なお、背面のデザインがある場合は併せてご応募ください。

(3)応募作品は、次の条件を満たすものとします。

- ・作品は、**応募者自身が創作したもので、未発表作品のもの**
- ・**他人の著作物や作品を模倣しないこと**

応募作品は応募者が著作権を有するオリジナル作品であることを明確にして、他人の著作権を侵害する作品が応募されないようにしましょう。

6. 応募方法

郵送もしくは、持参にて、応募先・問合せ先へご応募ください。

7. 選考方法

応募締切り後、応募作品の中から選考し1点を決定いたします。

8. 賞金

優秀賞（採用作品1点のみ）賞金〇〇〇〇〇円と表彰の授与
受賞者が未成年の場合は、親権者の同意を必要とさせていただきます。

他人の作品の模倣や盗作でないことを条件にすることを目的としており、応募者の事前調査を義務付けるものではありません。

9. 審査発表

直接本人に通知するとともに、七色市公式ホームページで発表します。

10. 著作権等

- (1)採用作品に関する著作権法第27条および第28条を含むすべての著作権は、七色市に帰属します。
- (2)採用作品は必要に応じて、キャラクターのデザインや色彩の一部を改変する場合があります。

翻案権等については、p.11をご参照ください。

権利の帰属に関しては、募集の段階で明確にしておきましょう。

11. 留意事項

- (1)応募作品の返却はできませんのでご了承ください。
- (2)応募に必要な経費等は応募者の負担とします。
- (3)選考基準に関する問合せはご遠慮ください。
- (4)採用作品は、七色市が責任をもって商標・意匠の出願をいたします。
- (5)採用作品が、第三者の知的財産権を侵害する場合、その他本要領の規定に違反していることが判明した場合は、採用決定後であっても採用を取り消すものとします。また、第三者の作品と類似のおそれがあると認められる作品も採用を取り消す場合があります。
- (6)応募作品に著作権などに関する問題が発生した場合は、全て応募者の責任とします。
- (7)個人情報については、キャラクターデザイン募集に関する以外に、無断で使用することはありません。

一切の権利を譲渡するとはどのようなことなのかを理解してもらうため、具体的な内容を明記しましょう。

落選した作品を含め、作品の返却の可否を明記しておきましょう。

12. 応募・問い合わせ先

〒〇〇〇-××××

七色市〇〇町〇〇〇番地

七色市役所 観光推進事務局

TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail〇〇@〇〇.com

(2) 業務委託基本契約書

業務委託基本契約書

七色市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、七色市キャラクターデザイン開発業務の委託につき、次のとおり業務委託基本契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、七色市キャラクターデザイン開発における業務委託契約の成立、内容、終了及び個別契約に関する基本的な事項並びに甲乙間の権利義務等について定めることを目的とする。

第2条（業務委託基本契約）

甲は乙に対し下記業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

記

委託する業務：①七色市キャラクターデザイン開発に関する業務

②七色市キャラクターに関するデザインガイドの作成業務

③上記各業務に付随する一切の業務

成果物（以下「本件成果物」という。）：

①本業務により作成された七色市キャラクター

②本業務により作成された七色市キャラクターに関するデザインガイド

第3条（本業務の開始）

1. 乙は、甲の依頼書の送付により本業務を開始する。乙は、甲乙協議決定する期日までに、作成したキャラクターの案（以下「本件キャラクター案」という。）を甲に提出する。
2. 甲は、前項により甲から提出された本件キャラクター案のうち1案を採用し、採用された案（以下「本件キャラクター」という）についてその決定内容を乙に通知する。
3. 乙から提出された本件キャラクター案について甲が採否決定前に修正を求めたときは、乙は、甲が指定する日までに当該案の修正を行い、再度甲に提出する。再提出後の取扱いとは前項に準ずる。
4. 七色市キャラクターに関するデザインガイドの作成業務、その他の業務の取扱いについても第1項から前項に準ずる。

第4条（業務の変更と追加）

甲は、本業務の変更または追加を行う必要が生じた場合、速やかに乙に文書にて通知し、変更または追加の内容とそれに伴う対価の

変更につき乙と協議し、その内容について文書をもって確認する。

第5条（対価および支払方法）

甲は乙に対し、本業務の対価として、甲乙間で協議した金額を協議に定める方法により支払う。

第6条（著作権の譲渡）

1. 本件成果物が、著作権法第2条にいう著作物であるときは、乙は甲に対し、当該著作物の著作権（著作権法第27条の翻案権等、第28条の二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む。以下「本件著作権」という。）を譲渡するものとする。
2. 乙は甲に対し、前項に係る著作物の著作者人格権を行使しない。
3. 本件著作権の対価は、前条の本業務の対価に含まれるものとする。
4. 乙は甲に対し、本件著作権に係る著作者人格権を行使しない。

第7条（保証等）

乙は、本件著作物が他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を侵害しないことを保証し、第三者から権利侵害を主張された場合は自ら責任をもって対処する。

第8条（秘密保持）

1. 乙は、甲から提供を受け、取引の遂行に関して知り得た秘密の情報（秘密とは、本契約及び個別契約に基づいて甲から開示された甲の営業上または技術上の情報のうち、甲が秘密である旨を明示したものをいう。）および個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定される個人情報をいう。）について秘密扱いとし、理由の如何を問わず第三者に開示または漏洩せず、取引を遂行する目的以外に使用しないものとする。
2. 乙は、取引を遂行する甲の関係者、その他の者に前項の義務を遵守させるため、個別的に秘密保持契約を締結するなど必要な措置を講ずるものとする。
3. 前2項の定めにとらわず、次の各号のいずれかに該当する情報に関しては、乙は第1項に定める秘密保持義務を負わないものとする。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、何らの催告をしないで、本契約を解除することができるものとする。
 - ① 乙、乙の役員もしくは実質的に経営権を有する者または使用人（以下、「乙の役員等」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、

乙以外の第三者が二次的著作物を作成する場合について（映画化等）「含む」とせず、「別途協議により定める」とすることも可能です。

業務委託契約においては、著作権は、原則として受託者（創作者：デザイナー等）に帰属します。委託者に帰属させる場合は譲渡契約を定める必要があります。

「別途協議により定める」とすることも可能です。

他人の著作物を模倣していなければ、著作権を侵害していないと断定できます。しかし、特許等の産業財産権は、模倣していなくても侵害になり得ます。そこで、弁理士に調査を依頼する等して、侵害を回避するよう注意しなければなりません。例えば、「調査義務は、甲が負う」のように規定してもよいでしょう。

例えば、発表前の本件キャラクター、「にじいろみかん」の製造方法、広告キャンペーンの実施期間、キャンペーンで発売される新商品に関する情報等が、秘密情報である場合です。

総会屋またはこれらの関係者、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）である場合

- ② 乙または乙の役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務の提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
 - ③ 前号に掲げる場合のほか、乙または乙の役員等が反社会的勢力と何らかの関係を有している場合
 - ④ 乙の役員等が、甲の役員または使用人その他の関係者に対し、自らもしくは第三者を利用して、本契約に関して脅迫的言辞、詐欺的言辞もしくは暴力的行為を用いた場合、または法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
2. 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に損害が生じても、甲は賠償責任を負わないものとする。

第10条（契約解除）

1. 甲または乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、債務の履行を怠ったときは、相手方は違当事者に対して相当の期間を定めてその是正を求める旨を催告し、それでもなお改善されないときは、本契約を直ちに解除することができるものとする。
2. 前項にかかわらず、甲または乙は、相手方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、事前の催告および自己の債務の履行の提供なくして、直ちに本契約を解除することができる。
- ① 自己の財産に対する差押、仮差押、仮処分、保全差押にかかる各通知が発送されたとき、または、支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始および特別清算開始の各申立があったとき
 - ② 自己の責めに帰すべき事由により取引継続が不能となったとき
 - ③ 行政官庁から営業の全部または一部の停止処分を受けたとき、または、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ 解散決議があったとき
 - ⑤ 自己を消滅会社とする吸収合併の決議があったとき
 - ⑥ 自己を分割会社とする分割決議があったとき
 - ⑦ 債務処理に関する調停、仲裁等の申立があったとき
 - ⑧ 重大な過失または背信行為により取引の継続が困難となったとき
 - ⑨ 第14条に関する違反があったとき
3. 前各項による契約解除があった場合においても、次条に定める乙による損害賠償の請求を妨げない。

第11条（損害賠償）

乙が本契約の各条項に違反し、または納期の遅滞等、債務の本旨に従った履行をしなかったため甲に信用毀損、販売機会損失等の損

害を生じさせた場合には、乙は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

第12条（契約有効期間）

本契約の有効期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

「プロジェクトの終了時」とすることも可能。

第13条（善処義務）

甲および乙は、本契約終了時において、未だ原状回復等で完了していないものがある場合には、善良なる管理者の注意義務をもってそれらを誠実に完了しなければならない。

第14条（準拠法）

本契約は、日本国の法令に基づき解釈されるものとする。

第15条（合意管轄）

本契約から生ずる権利義務に関して争いが生じ、訴訟を提起する必要がある場合には、東京地方裁判所のみをもって合意による専属管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名捺印のうえ、各1通を保有する。

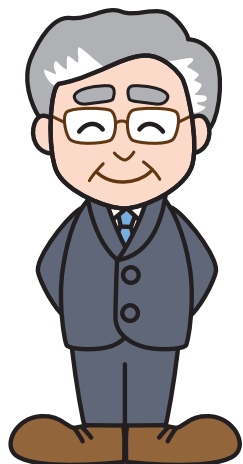
平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所
氏名 ⑩

乙 住所
氏名 ⑩

2 キャラクターの完成

2-① キャラクターの決定



ミライちゃん：たくさん応募がありましたね。

市長：こんなにたくさんのキャラクターのデザイン画の中からひとつを選ぶのは大変だな。よしっ！青年会や町内会のみなさんにも意見を聞いてみよう。キャラクターの選考過程は不透明にならないようにしないとイケないからね。



弁理士虹子さんのワンポイントアドバイス

調査

- ① 応募のあった作品の中には、他人のデザインした著作物と似ている場合があります。キャラクターの選考段階、つまり、キャラクターを決定する前に、他人の著作物と似ていないか調査をしましょう。
- ② 応募のあった作品の中には、商標登録されている他人のキャラクターと類似※している場合があります。商標登録されているキャラクターと類似する場合には、そのキャラクターを使用できなくなることがあります。採用するキャラクターを決定する前に、類似するキャラクターが登録されていないか、特許情報プラットフォームで調べておきましょう。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

※「類似」とは、自分の商標が、特許庁に登録されている他人の商標と似ていて、かつ、自分の商品や役務（サービス）が、他人の指定商品や指定役務（サービス）と似ていることをいいます。商標もしくは商品・役務（サービス）のいずれかが似ていなければ、登録商標とは非類似ということになります。

- ③ キャラクターのネーミングも他人の著作物や登録商標と同一又は似ているものがないか、事前の調査をしておきましょう。
- ④ 他人の著作物と似ているか否か、又は、他人の商標と類似するか否か迷った時は、弁理士までご相談ください。



こうして、選考の結果、七色市のキャラクターは、虹をコンセプトにデザインされた赤色と緑色の耳を持つ「にじろう」に決定しました。

七色市 キャラクター 応募用紙

イラスト



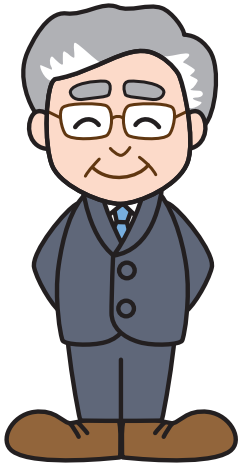
ネーミング

にじろう

特徴

耳が赤と緑で虹色の洋服を着ている。
ダンスが好き。好きな食べ物はみかん。

2-② キャラクターの譲渡等



ミライちゃん：ところで、市長、キャラクターのデザインの著作権を七色市に譲渡していただく手続きを進めたいのですが、いかがいたしましょう。

市長：そうだね。デザイン画の著作権者が誰なのかは、きちんと書面で明確にするべきだね。早速、キャラクターのデザインの著作権の譲渡手続きに必要な書類と注意すべき点を弁理士さんに確認してくれないか。

ミライちゃん：はい。承知いたしました。



弁理士虹子さんのワンポイントアドバイス

著作権譲渡契約書の注意点

- ① 翻案権等も譲り受ける
- ② 翻案権等を譲り受けることができない場合には、翻案権等の不行使条項を入れることを検討する
- ③ 同一性保持権[※]の不行使条項について検討する
- ④ 著作権の譲渡の事実を登録しておく（文化庁）

著作権登録申請書→p.25

著作者が個人の場合でも、法人（職務著作）の場合でも、著作権を譲渡してもらう場合、著作権譲渡契約書を交わすようにしましょう。特に、公募の場合は、募集要項に記載するだけで済ませてしまうのではなく、採用後に著作者本人と「著作権譲渡契約書」を交わすようにしましょう。

著作権譲渡契約書→p.21

なお、自己制作したキャラクターであっても、職務と離れて創作したものは、職務著作とはいえません。例えば、市の職員が趣味で描いたキャラクターは、市の著作物ではありません。そのような場合は、職員本人と市との間で「著作権譲渡契約書」を交わしておくといいでしょう。

※「同一性保持権」とは著作者が、著作者（著作権者ではないことに注意）の意に反した変更、切除その他の改変を禁止することができる権利のことをいいます。

(1) 著作権譲渡契約書

著作権譲渡契約書

七色市キャラクターに関する著作物（以下「本件著作物」という）に係る著作権の譲渡について、譲渡人：〇〇〇〇（以下「甲」という）と、譲受人：七色市（以下「乙」という）は、以下のとおり合意したので本契約を締結する。

第1条（対象）

「本件著作物」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 別紙に示すキャラクターの図柄に係る著作物
- 二 前号に掲げる著作物を翻案することにより創作される著作物

第2条（著作権の譲渡）

平成〇〇年〇〇月〇〇日、甲は、乙に対し、本件著作物のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を譲渡する。

第〇条

（著作者人格権の不行使）

甲は、本件著作物について、次に掲げる者に対し、著作者人格権

（公表権、氏名表示権、同一性保持権を含むがこれらに限られない）の行使をしないものとする。

- 一 乙
- 二 乙を経由して適法に本件著作物に関する権利を承継した者
- 三 乙から本件著作物についての利用を許諾された者
- 四 本条第二号に掲げる者から本件著作物についての利用を許諾された者

第3条（著作権の移転登録への協力）

甲は、乙が本件著作物に係る著作権の移転を登録する際には、その手続きに協力するものとする。但し、その登録費用は、乙の負担とする。

第4条（保証）

甲は、本件著作物が他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を侵害しないことを保証し、第三者から権利侵害を主張された場合は自ら責任をもって対処する。

第5条（対価）

乙は甲に対し、本件著作物に係る著作権の譲渡、その他本契約に基づく一切の対価として、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、金〇〇〇円を支払う。

第1条で契約の対象を明示することにより、第2条以下の規定内容が、より明確になります。

著作権譲渡の対象を「p.30～p.31の『デザインマニュアル』に示す著作物」とすることも可能です。「デザインマニュアル」に描かれているキャラクターのポーズ等、すべての著作権を譲り受けておけば、同一性保持権や翻案権等の問題を回避しやすくなります。

「すべての著作権を譲渡する」と規定するだけでは不十分です。「翻案権」や「原著作者の利用に関する原著作者の権利」を譲渡するためには、このカッコ書きのように、明示するとよいでしょう。

譲渡の時期は、通常契約締結時ですが、履行の時期がずれる場合は明記する必要があります。

同一性保持権について規定した著作権法第20条が強行規定であると解すれば、このような規定は無効になりますが、諸説あり、定説はありません。

予め費用負担を定めておいた方が、トラブルを回避できます。

他人の著作物を模倣していなければ、著作権を侵害していないと断定できます。しかし、特許等の産業財産権は、模倣していなくても侵害になり得ます。そこで、弁理士に調査を依頼するなどして、侵害を回避するよう注意しなければなりません。なお、「調査義務は、乙が負う」のように規定してもよいでしょう。

第6条（秘密保持）

1. 甲は、乙から提供を受け、取引の遂行に関して知り得た秘密の情報（秘密とは、本契約及び個別契約に基づいて乙から開示された乙の営業上または技術上の情報のうち、乙が秘密である旨を明示したものをいう。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定される個人情報をいう。）について秘密扱いとし、理由の如何を問わず第三者に開示または漏洩せず、取引を遂行する目的以外に使用しないものとする。
2. 甲は、取引を遂行する甲の関係者、その他の者に前項の義務を遵守させるため、個別的に秘密保持契約を締結するなど必要な措置を講ずるものとする。
3. 前2項の定めに拘らず、次の各号のいずれかに該当する情報に関しては、甲は第1項に定める秘密保持義務を負わないものとする。
 - 一 乙から開示された時点で既に公知の情報
 - 二 乙から開示された後、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - 三 乙から開示された時点で秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
 - 四 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
4. 甲は、第1項の定めに拘らず、監督官庁その他の官公署から法令に基づく開示請求があった場合については、事前に乙に通知したうえで、乙から提供を受けた情報を当該開示請求に必要であると合理的に判断される範囲で開示することができるものとする。但し、緊急やむを得ない場合には、相手方にすみやかに事後の通知を行うことで、本項に定める事前の通知を省略することができるものとする。
5. 乙は、特に機密性の高い情報（以下、「極秘情報」という）を開示する場合、甲と事前に協議を行ったうえで、極秘情報の取扱いに関して別途定めることができるものとする。

第7条（契約の解除）

乙が本契約の各条項に違反したときは、甲は乙に対して何ら通知催告を要することなく本契約を直ちに解除できるものとし、甲がこの契約の各条項に違反したときは、乙は以後発生する甲に対する債務については一切免責されるものとする。

第8条（権利義務譲渡の禁止）

甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に承継しもしくは引き受けさせまたは担保に供してはならない。

「甲または乙が本契約の各条項に違反したときは、相手方は、違反当事者に対して相当の期間を定めて是正を求める旨を催告し、違反当事者が期間中に是正しない場合は、本契約を直ちに解除できるものとする。」とすることも可能です。

第9条（協議）

その他本契約に定めなき事項、または、本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙互いに信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、訴額に応じて〇〇地方裁判所または〇〇簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙署名押印の上各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所
氏名 ⑩

乙 住所
氏名 ⑩

別紙

別紙

キャラクター



ネーミング

にじろう

(2) 第三者対抗要件のための著作権の譲渡の登録

1. 著作権の譲渡の登録の目的

著作権は財産権であるため、他人に譲渡することができます。著作権の譲渡は一般に契約により行われますが、著作権が譲渡されたにもかかわらず、別の人にも同一の著作権が譲渡されることもあり得ます。これを「二重譲渡」といいます。このように著作権が二重に譲渡されると、どちらが本当の著作権者であるか争いが生じることにもなります。そのため、取引の安全を確保するための登録（著作権の譲渡の登録）制度が設けられています。著作権の譲渡の登録がされますと、例えば著作権が二重譲渡された場合、どちらの著作権譲渡契約が早く締結されたかにかかわらず、登録名義人が著作権者として法律上取り扱われることとなります。すなわち、法律的には第三者対抗要件が与えられたこととなります。

なお、著作権を侵害している人に対しては、著作権の譲渡を登録していなくても自分の権利を主張でき、著作権侵害に対して告訴や訴訟を提起することができます。

2. 著作権の譲渡の登録場所：文化庁

3. 参考資料

「登録の手引き－著作権に関する登録をお考えの方へ－」：文化庁長官官房著作権課

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku_seido/pdf/tebiki.pdf

著作権登録申請書

収入
印紙

平成 年 月 日

(〇〇〇〇円)

文化庁長官 殿

1. 著作物の題号^{ダイゴウ}

2. 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日

3. 登録の目的 著作権譲渡の登録

4. 前登録の年月日及び登録番号

5. 申請者

(登録権利者)

住所 (居所)

フリガナ
氏名 (名称)

印 又は 本人の署名

(登録義務者)

住所

氏名 (名称)

印 又は 本人の署名

6. 代理人

住所

氏名 (名称)

印 又は 本人の署名

著作物の明細書に記載された「著作物の題号」と一致していなければなりません。漢字には必ずフリガナをつけましょう。

1. 以前に登録している場合：
平成〇〇年〇〇月〇〇日
登録番号 第〇〇〇〇号の〇〇〇〇
2. 初めて申請する場合：なし
3. 不明の場合：不明

共同で申請することが原則ですが、登録義務者の承諾書を添付した場合は登録権利者が単独で申請できます。
登録権利人＝譲受人
登録義務者＝譲渡人

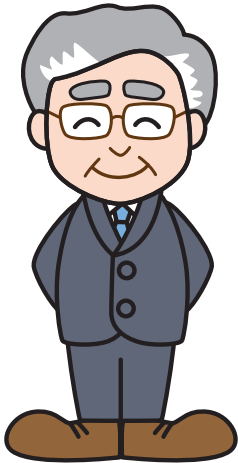
代理人が申請する場合には申請者の印・署名は不要です。

第Ⅱ章

地域振興キャラクターの活用

1 キャラクターの管理

(1)デザインマニュアル



市長

：ようやく、七色市のキャラクターが「にじろう」に決まりました。これから、より多くの人に「にじろう」を使ってもらいたいと思っています。どのような点に注意したらいいかアドバイスをいただけますか。

弁理士虹子さん：ではまず、「にじろう」の「デザインマニュアル」を作成してみたいかがでしょうか。現時点で、「にじろう」のデザイン画は1つだけです。横から見たところや後ろからみたところ、つまり、立体的な形状が描かれておりません。立体的な形状は着ぐるみを制作するときにも必要となります。「デザインマニュアル」を作成しておくと、後々のキャラクター管理がとてもスムーズとなります。それから、「にじろう」の性格を設定しておくことをお勧めいたします。

市長

：そうだね、さまざまな人の手で、広く、広告やイベント等に使われるのだから、キャラクターのイメージを統一することは大事ですね。わかりました。早速、手配しましょう。



ミライちゃんのワンポイントノート

デザインマニュアルの作成

キャラクターの「デザインマニュアル」を作成して、キャラクターの形状や色等の基本のポーズ、キャラクターの性格等、キャラクターの基本情報を決めておきましょう。

1. キャラクターの色を指定しておく、使用者が異なっても、印刷物等の色がバラバラになることもありません。
2. キャラクターのポーズ等をいくつかまとめたデザイン画集を作成しておく、使用者はそこから目的に合ったキャラクターを選び、使用することができます。
3. キャラクターの性格を設定しておく、全体のデザイン感や、着ぐるみの動作などキャラクターイメージに一貫性を持たせるために有効となります。

にじろう

デザインガイド



Character/ キャラクター



にじろう

雑種のねこ。ナナイロシティの広報大使。
特産品「にじのみかん」を広く知らしめるのが使命。
しかし、なにをやるにもどこかチカラが抜けており
斜にかまえているのがタマにキズ。
イマひとつ洗練されていないのは
おへそと、おおきなおしりのせいなのである。

「にじろう」の名前は、七色市の特産品
「にじろみかん」にちなんでつけられました。
夢への架け橋「虹」をイメージしてデザインしています。

①キャラクター

Logomark/ ロゴマーク



②ロゴマーク

Color/カラー (キャラクターの身体の色は下記の指定色をご使用ください。)

K 100%	M90% Y 90%	M40% Y 100%	Y 100%	C 50% Y 100%	C 75%	C 90% M45%	C 50% M55%
Pantone Black	Pantone 172C	Pantone 137C	Pantone 102C	Pantone 375C	Pantone 298C	Pantone 285C	Pantone 2655C

③カラー

①キャラクター：キャラクターの代表的なポーズとネーミングを記載します。
キャラクターを商標登録するのであれば、このポーズのキャラクターとネーミングで出願すると良いでしょう。

②ロゴマーク：ロゴマークとして使用するものを記載します。
○商品名とキャラクター
○団体名とキャラクター
○キャラクターとキャラクターネーミング などの組み合わせが考えられます。
このロゴマークについても、商標登録をすることができます。

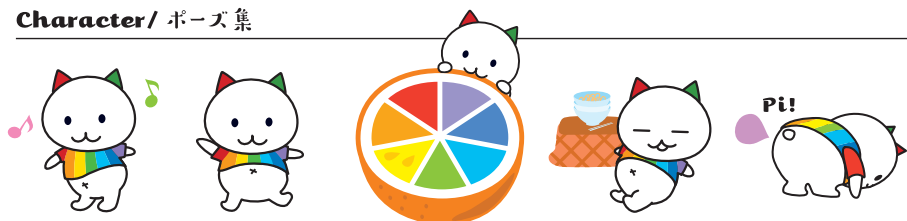
③カラー：キャラクターに使用する色や、ロゴマークに使用する色を記載します。

にじろう

デザインガイド

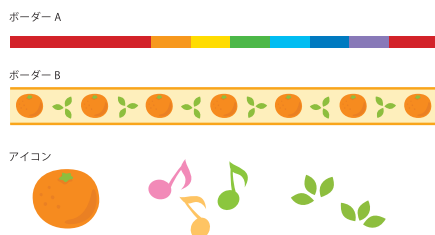


Character/ ポーズ集



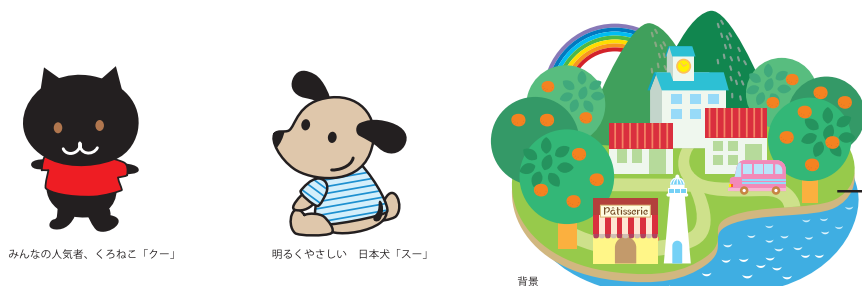
④ポーズ集

Design・Pattern/ デザイン・パターン



⑤デザイン・パターン

Backyard/ 背景・仲間たち



⑥背景・仲間たち

3D/ 立体図



⑦立体図

④ポーズ集：キャラクターのポーズのバリエーションを記載します。

⑤デザイン・パターン：デザイン要素として使用するものを記載します。

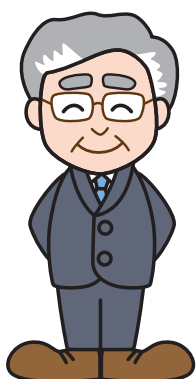
ボーダーやアイコン、パターン柄などを記載します。管理者はこのデザイン要素を提供することにより、デザインの質を管理しやすくなります。また、使用者はどの範囲で制作すれば良いか、予測可能になります。

⑥背景・仲間たち：背景として使用できるイラスト、その他のサブキャラクターを記載します。

管理者はこの要素を提供することにより、キャラクターの舞台背景をより詳細に伝えることができます。また、使用者は、デザインガイドを使って幅広いデザインを制作することができます。

⑦立体図：3次元の立体物を制作するときのガイドとなります。

2 キャラクターの使用



市長 : 「デザインマニュアル」の他に、市民のみなさんに「にじろう」を使ってもらうために用意しておくものはあるかね。

弁理士虹子さん : そうですね。キャラクターの取扱要領を作成することをお勧めいたします。さらに、「にじろう」の使用を希望する人のために、キャラクターの使用申請書と使用承諾書も準備しておくといいでしょ。また、「にじろう」を使うことで、どんな成果が上がったかを把握するために、キャラクターの使用結果報告書もあるといいでしょ。

市長 : なるほど。わかりました。これらの作成を頼んでもいいかね。

弁理士虹子さん : はい、もちろんです。ありがとうございます。途中で、キャラクターの使用方法や使用態様を変更したい人のために、キャラクターの使用変更申請書も作成いたします。

市長 : よろしくお願いします。



弁理士虹子さんのワンポイントアドバイス

キャラクターの管理に必要な書面

キャラクターの「取扱要領」には、キャラクターを取り扱うための方法や手段が示されています。「取扱要領」を作成しておく、キャラクターの管理がとてもスムーズとなります。

キャラクターの管理担当者は、キャラクターの使用者が「取扱要領」を遵守しているか否か等の監修を怠らないよう心がけましょう。

キャラクター取扱要項→p.33

他にも、下記の申請書等を準備しておくといいでしょ。

キャラクター使用申込書→p.35

キャラクター使用承諾書→p.36

キャラクター使用不承諾書→p.37

キャラクター使用変更申請書→p.38

キャラクター使用結果報告書→p.39

キャラクター使用許諾契約書→p.40

(1) キャラクター取扱要領

七色市キャラクター取扱要領

第1条 (目的)

この要領は、七色市のキャラクターを使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (定義)

この要領において、キャラクターとは、次に掲げるものをいう。

- (1)キャラクター「にじろう」
- (2)ロゴタイプ・ロゴマーク「七色市にじろう」

第3条 (図柄等)

1. キャラクターのデザイン、色、縦横との比率は、デザインマニュアルのとおりとする。
2. キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、マークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。

p.30～p.31を参照してください。

第4条 (使用対象者)

キャラクターを使用できる者は、七色市が適当と認める者に限るものとする。

第5条 (申請)

1. キャラクター等の使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、様式1「キャラクター使用申込書」により七色市に申込まなければならない。
2. 七色市は、内容を審査の上、本要領に適合すると認めた場合は、様式2-1「キャラクター使用承諾書」を使用希望者に対し通知する。

第6条 (使用上の遵守事項)

七色市は、キャラクターの使用申込及び使用に当たり、次の各号のとおり条件を定める。また、七色市は、使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）がこの要領に違反した場合は、使用承諾の取消及び是正のための措置を取ることができる。

- (1)使用者は、キャラクターを営利目的及び特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等に使用してはならない。
- (2)使用者は、キャラクターを他の事業の普及・啓発を目的としたリーフレット、PR冊子、PRグッズ（シール、バッ

ジ)、立て看板、のぼり旗、横断幕、ホームページ等に使用することができる。ただし、作製に係る費用は使用者が負担する。

(3)上記以外に、七色市は、必要に応じて条件を付けることができる。

第7条（使用料）

キャラクターの使用に係る料金等は徴収しない。

使用料を徴収する場合には、時間や金額等、徴収の条件を規定しておきましょう。

第8条（使用者の義務）

1. 使用者は、関係法規を遵守するとともに、キャラクターの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
2. 使用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに七色市へ通知するものとする。
3. 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等については、著作者と協力して対処するものとし、その費用は、使用者が負担するものとする。
4. 使用者は、七色市から要請がある場合は、キャラクターの使用実態の報告等を行わなければならない。

第9条（キャラクターの適正使用）

使用者がこの要領を遵守せず、不正に使用した場合は、次の各号のとおり必要な措置を講ずることとする。

- (1)警告
- (2)使用承諾の取消し

第10条（使用期間）

キャラクターを使用できる期間は、承諾の日から2年間とする。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(2) キャラクター使用申込書

様式 1

キャラクター使用申込書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

七色市 市長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地

団体名（氏名）

代表者

連絡先

キャラクターの使用に当たり、平成〇〇年〇〇月〇〇日制定の「キャラクター取扱要領」を承認の上、下記のとおり使用を申込みします。

記

1. キャラクターを使用するもの

使用対象	菓子類（チョコレート）
------	-------------

2. キャラクターを使用するものの作製予定数

作製予定数	製作予定個数：10,000箱
使用態様	例：縦mm×横mm等 縦80mm×横15mm×幅2mmの紙製のパッケージの表面中央に「にじろう」の全体図と「にじろう」の文字を配置するパッケージデザイン案：別紙参照

3. 使用の趣旨及び目的

使用目的	七色市の特産物「にじいろみかん」とのコラボレーション製品である「にじいろみかんチョコ」の販売と宣伝
対象地域	販売地域： 七色市周辺地域及び隣接都道府県

4. 使用期間

使用期間	平成〇〇年〇〇月～製品の販売を開始する予定
------	-----------------------

5. 使用許諾状況を公表する場合、公表の希望の有無（該当箇所にチェック□する）

☒希望する ☐希望しない

(3) キャラクター使用承諾書

様式 2- 1

キャラクター使用承諾書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申込者〔使用予定者〕様

七色市 市長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のありましたキャラクターの使用について、承諾します。

使用対象	菓子類（チョコレート）
作成予定数	製作個数：10,000箱
使用態様	縦80mm×横15mm×幅2mmの紙製パッケージの表面中央に「にじろう」の全体図と「にじろう」の文字を配置するパッケージのデザイン：添付資料の通り
使用目的	七色市の特産物「にじいろみかん」とコラボレーション製品である「にじいろみかんチョコ」の販売と宣伝
対象地域	販売地域：七色市周辺地域及び隣接都道府県
使用期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から2年間

(4) キャラクター使用不承諾書

様式 2-2

キャラクター使用不承諾書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申込者〔使用予定者〕様

七色市 市長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付のキャラクター使用申請書により申請されたキャラクターの使用について、下記理由により承諾できません。

不承認の理由	使用態様が不明確なため。 菓子のパッケージに付される「にじろう」の具体的なデザインが明確となっておりません。必要であれば、デザイン案（大きさ、配色）を提示の上、再度申請してください。
--------	--

(5) キャラクター使用変更申請書

様式3

キャラクター使用変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

七色市 市長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地

団体名（氏名）

代表者

連絡先

承認番号第〇〇〇号で承認を受けた、七色市のキャラクターの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請いたします。

記

変更前	製作個数：10,000箱
変更後	販売が好調であったため、製品の製作個数を変更いたします。 製作個数：15,000箱

※企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等具体的な使用方法がわかるもの）を添付してください。

(6) キャラクター使用報告書

様式 4

キャラクター使用報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

七色市 市長 殿

申込者〔使用予定者〕所在地

団体名（氏名）

代表者

連絡先

平成〇〇年〇〇月〇〇日付使用承諾書による承諾を受けて使用したキャラクター「にじろう」の使用結果を下記のとおり報告いたします。

使用期間	平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日
対象地域	七色市周辺地域及びその隣接都道府県
使用方法	商品名：にじろみかんチョコ 商品の種類：菓子類 使用態様：菓子のパッケージの中央に「にじろう」の全体図と「にじろう」の文字を大きく配置
使用の成果	販売数：15,000個完売 販路：地域物産展での店頭販売

※使用の結果等のわかる書類及び写真などがありましたら添付してください。添付いただきました書類及び写真は返却できません。

(7) キャラクター使用許諾契約書

キャラクター使用許諾契約書

七色市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇社（以下、「乙」という。）とは、甲が（著作権を有する）にじろうのキャラクター等の許諾に関し、次のとおり契約する。

第1条（定義）

1. 本契約において、次の用語は以下の意味を有する。
 - (1)本キャラクター等：別紙に掲げる甲が著作権、商標権を有するキャラクター「にじろう」およびその名称
 - (2)本商品：前号に定める本キャラクター等を複製その他の方法によって使用した別紙2に掲げる商品

p.23を参照してください。

キャラクターの使用用途を明確とするために、どの商品に使用するか、どのように使用するか等を記載した一覧表等を別途作成しておくといでしょう。（本書では「別紙2」のひな型は掲載しておりません。）

第2条（キャラクター等の許諾）

1. 甲は、乙に対し、本契約に定める期間中、本商品を製造および販売する目的で、譲渡不可能な権利（以下、「本キャラクター等を使用する権利」という。）を許諾する。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾によることなく、本キャラクター等を使用する権利を第三者に譲渡し、もしくは再許諾し、または第三者のために担保を設定してはならない。

第3条（期間）

1. 本契約の有効期間は、甲および乙（以下、「当事者」という。）が署名した日から、1年間とする。ただし、第10条に定める解除があった場合はこの限りでない。
2. 前項に定める期間の満了日の3か月前までに当事者の合意があった場合は、本契約をさらに1年間更新することができる。

第4条（地域）

1. 乙は、甲の事前の同意がない限り、本契約に定める地域以外で本キャラクター等を使用する権利を行使してはならない。
2. 前項にいう地域は、日本国とする。
3. 乙は、本商品を、直接または間接に、輸出してはならない。

第5条（使用条件）

1. 乙は甲が供給する本キャラクター等のデザインデータに基づいて本商品を製造しなければならない。
2. 乙は、本契約に基づいて製造する本商品の見本を、ラベル、包装、容器等とともに甲に提出し、本キャラクター等について、その監修および承認を得た上で、本商品の製造および販売を開始することができる。甲は、乙の費用負担によりその修正を命ずることができる。

3. 乙は、本キャラクター等を使用する権利に係る著作権について、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含め、甲に帰属することを確認する。
4. 乙は、本契約に基づく本商品の製造、販売、宣伝において、本キャラクター等の改変等により、その有するイメージ、顧客吸引力および営業上の信用を損なわないように注意し、かつ、そのために甲が与える助言を尊重しなければならない。

第6条（商標登録および意匠登録）

乙は、甲の書面による同意を得ないで、本キャラクター等および本商品について、商標登録もしくは意匠登録の出願をし、または、本キャラクター等を商標、サービス・マークとして使用してはならない。

第7条（第三者の権利侵害）

乙は、本キャラクター等の著作権を侵害し、またはその他の方法で本契約に基づく商品化事業に対して不正競争を行う者を発見したときは、ただちに甲に通知し、これに対してとるべき措置について甲の指示に従い、かつ、甲に必要な協力を行うものとする。

第8条（第三者からの権利行使）

1. 乙は、本契約に基づいて製造販売する本商品について第三者から著作権侵害、商標権侵害、不正競争、不正行為またはその他の理由によって差止め、損害賠償またはその他の請求を受けたときは、ただちにこの旨甲に通知する。
2. 前項にいう第三者の乙に対する請求が、本キャラクター等自体に起因するものでない場合は、乙は、自らの責任においてその請求を処理しなければならない。甲は、そのような第三者の請求について、乙に対していかなる義務も負わないものとする。

第9条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に基づき相手方から開示を受け、その他本契約の履行の過程で取得した相手方に関する情報を秘密に保ち、事前に相手方の書面による同意を得ない限り、第三者に開示または漏洩してはならない。本条に基づく義務は、本契約終了後2年間存続するものとする。

第10条（契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方が本契約の各条項に違反したときは、相手方は違反当事者に対して相当の期間を定めてその是正を求める旨を催告し、それでもなお改善されないときは、本契約を直ちに解除することができるものとする。
2. 乙が次のいずれかにでも該当したときは、甲は何らの通知およ

び催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。

(1)財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたとき

(2)法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき

第11条（本契約の変更）

本契約は、各当事者のまたは正当に権限を与えられたその代理人の署名（または記名押印）のある、合意の日付および合意が発効する日付を明確に表示した書面によってのみ、変更することができるものとする。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に承継もしくは引き受けさせまたは担保に供してはならない。

第13条（完全合意）

本契約は、契約締結日現在における甲および乙の合意を規定したものであり、本契約締結以前に両当事者間でなされた協議内容、合意事項または一方当事者から相手方に提供された資料、申入れその他の通信と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

第14条（協議）

その他本契約に定めなき事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙互いに信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

第15条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、訴額に応じて〇〇地方裁判所または〇〇簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ1通を保管する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

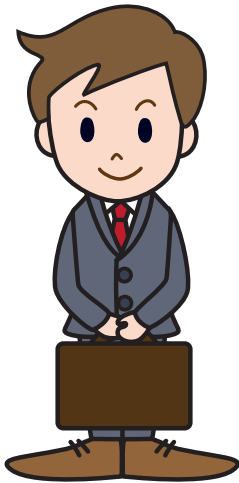
甲 住所
氏名

①

乙 住所
氏名

①

3 キャラクターのSNSの管理



- 町内会長 : 市長さん、ウチの若いのが「にじろう」のことで提案したいって言うんで連れてきましたよ。
- ミライちゃん : あれ、お兄ちゃん! ?
- 代理店業者 : 「にじろう」をもっとPRするためにブログやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用されてはいかがでしょう。弊社ではホームページの作成も行っています。
- 市長 : いいアイデアだ。すぐにでもお願いしたいな。でも、ホームページ等の管理はどうすればいいのかね。
- 代理店業者 : はい、弊社では、ホームページの管理も行っています。
- ミライちゃん : 市長、もし、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用して、「にじろう」をPRするのであれば、もう少し、「にじろう」の設定を作りこんだ方がいいかもしれませんね。
- 代理店業者 : そうですね。ネットに投稿する際の目安になる動きや話し方があると助かります。
- 市長 : わかりました。検討しておきます。
ミライさん、早速だが、SNSの運用に関する業務委託契約書を用意してくれないか。
- ミライちゃん : はい。承知いたしました。お兄ちゃん、がんばってね!

キャラクターの運用に関する業務委託契約書→p.44



ミライちゃんのワンポイントノート

SNSの活用の注意点

SNSによるキャラクターのPRは非常に効果的です。その反面、SNSの運用委託業者に対する管理・監修を怠るとキャラクターが自分たちの想定とは異なったキャラクターとなってしまいます。

以下の点に注意しましょう。

1. 業務委託契約を結び、SNSを利用する目的、利用範囲、制限行為等を明確にする
2. SNSの管理委託業者に対する監修を怠らない

(1) キャラクターの運用に関する業務委託契約書

キャラクターの運用に関する業務委託契約書

七色市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（業務委託等）

1. 甲は、乙に対して、甲が保有・管理する別紙記載のキャラクター「にじろう」（以下、「本キャラクター」という。）の運用に関し、以下に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1)ウェブサイト（以下、「本ウェブサイト」という。）の制作及びSNSアカウント（以下、「本アカウント」という。）の設定、並びにこれらの運用
 - (2)前号に定める業務に付随する業務
2. 乙は、別途甲が乙に提供する仕様書に記載された仕様、規格等（以下、「本仕様」という。）の指示に従って、本業務を遂行するものとする。
3. 甲は、乙が本業務を行うのに必要な範囲において本キャラクターに関する著作物（以下、「本著作物」という。）の利用を許諾する。
4. 乙は、甲の指定する態様および方法等に従って、別紙記載の商標、商号、その他の表示（以下、「本標章」という。）を本ウェブサイトおよび本アカウントの運用の際に表示するものとする。
5. 甲は、必要に応じ、乙が本業務を行う際に必要となる備品を貸与する。
6. 甲は、本契約期間中、甲乙協議のうえ、本業務の範囲または本仕様を変更することができる。

第2条（納期及び報告）

1. 乙は、甲が書面にて指定した納期までに、本ウェブサイトの制作および本アカウントの設定を完了するものとする。
2. 前項の場合において、乙は、本ウェブサイトおよび本アカウントに関する資料を添付して、本ウェブサイトの制作および本アカウントの設定が完了したことを甲に報告する。
3. 乙は、納期までに本ウェブサイトの制作または本アカウントの設定が完了しないおそれが生じたときは、直ちにその旨甲に通知し、甲の指示に従うものとする。
4. 乙は、納期遅延により甲が損害を被ったときは、その損害を賠償するものとする。

p.23を参照してください。

本業務の内容やイラストの仕様を別途仕様書に詳細に定め、使用を許諾する範囲を明確にしておくとういでしょう。（本書では、仕様書のひな型は掲載しておりません。）

ブランドの態様や表示方法は委託者にとって重要ですので、それらを具体的かつ明確に定めましょう。

本業務に必要なとなる資材や備品等については、委託者が提供する場合と受託者が自ら調達する場合があります。

期限前の納入の可否や納期遅延の場合の措置について規定することがあります。

第3条（検査）

1. 甲は、前条第2項で定める報告を受けた後、本ウェブサイト及び本アカウントが本仕様に合致しているか否かについて確認するものとする。
2. 甲は、前項で定める確認の結果を乙に通知し、乙が制作または設定した本ウェブサイトまたは本アカウントが本仕様に合致していないことが発見されたときは、甲はその旨乙に通知し、併せてその対応策について指示を与えるものとし、乙はその指示に従うものとする。

本業務により制作されたものが仕様書等に適合するものであるか否かを検査、確認しましょう。合否の判断について、あらかじめ基準・方法を定め、判断が恣意的にならないようにすることが考えられます。

第4条（禁止事項）

1. 乙は本業務を行うに際して、以下の行為を行ってはならない。
 - (1)差別、犯罪もしくは法令違反を助長する行為
 - (2)甲が指定する本キャラクターのイメージ像に反する行為
 - (3)甲および本キャラクターのイメージを害する行為
 - (4)本キャラクターに関する著作物の改変
2. 乙は、本業務による使用を除き、本著作物もしくは本標章またはこれらに類似する著作物もしくは標章を自己または第三者のための業務に使用してはならない。
3. 乙は本条に違反したことにより甲が被った損害を賠償する責任を負う。

第5条（著作権その他の知的財産権）

1. 甲および乙は、本仕様、本著作物および本標章に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下、総称して「知的財産権」という。）は、甲に帰属することを確認する。
2. 乙は、本ウェブサイトおよび本アカウントに係る著作権（著作権法第27条の翻案権等、第28条の二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む。）（以下、「本件著作権」という。）を、甲に対し譲渡するものとし、本件著作権は、本ウェブサイトおよび本アカウントの制作・設定が完了したときに、別段の意思表示を待たずに乙から甲に移転するものとする。
3. 乙は、甲に対し、本件著作権に係る著作者人格権を行使しない。

第6条（保証）

1. 乙は、本ウェブサイトおよび本アカウントが第三者の著作権その他の知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
2. 乙は、甲の求めにより、本ウェブサイトまたは本アカウントが第三者の知的財産権を侵害しない旨の調査を行うものとし、この場合、甲は乙に対し、当該調査の内容を記載した報告書を提出するよう請求することができる。

第三者の知的財産権を侵害していないことは委託者にとって極めて重要です。

第7条（著作権侵害行為等への対処）

乙は、第三者による本キャラクターに関する著作権の侵害行為、本アカウントになりすます行為、その他甲の権利を侵害する行為を知った場合、甲に通知するとともに、**甲に協力して侵害行為に対処するものとする。**

他方、第三者から知的財産権侵害等の主張がされた場合の責任や対応について定めることも考えられます。

第8条（委託料）

1. 甲は、乙に対して、本業務の委託料として、月額金〇〇万円（消費税別）を支払う。
2. 甲は、乙に対して、翌月末日までに、当月分の委託料を甲の指定する金融機関の口座に振込送金の方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

支払時期については、請求書発行日を基準としてその一定期間経過後に定めることもあります。

第9条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。

第10条（再委託の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部又は一部を第三者（以下、「再委託先」という。）に再委託してはならない。なお、乙の事前の通知の有無にかかわらず、乙による再委託先の使用は、乙の責任において行い、再委託先の責めに帰すべき事由については、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなす。

第11条（秘密保持）

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、弁理士、税理士、公認会計士に開示すべき場合（これらの者にも本条と同じ義務を課すことを前提とする。）を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示または漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 甲から提供または開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 甲から提供または開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供または開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - (4) 法律または本契約に違反することなく第三者から提供または開示された情報
2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

第12条（権利義務の移転禁止）

甲および乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

第13条（契約の解除）

1. 甲または乙が次の各号の1つに該当したときは、相手方は催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - (1)本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2)相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4)差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5)支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6)合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、又はしようとしたとき
 - (7)その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第14条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 期間満了により、本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。
3. 甲は、第1項の規定にかかわらず、2ヶ月前までに乙に対して書面により通知することにより、本契約を解約することが出来る。

第15条（反社会的勢力との取引排除）

1. 乙は、次に定める事項を表明し、保証する。
 - (1)自己および自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと
 - (2)自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3)自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、

便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと

(4)自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

(5)自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2. 甲は、乙が前項におよびと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第16条（協議）

その他本契約に定めなき事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙互いに信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

第17条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、訴額に応じて〇〇地方裁判所又は〇〇簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所
氏名

⑨

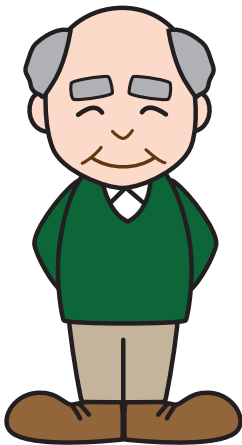
乙 住所
氏名

⑨

第Ⅲ章

着ぐるみの制作・活用

1 着ぐるみの制作



町内会長 : 相談なんだが、市のイベントや行事に「にじろう」の着ぐるみが登場すれば、盛り上がると思うのだが、どうかな。

市長 : 着ぐるみですか。いいアイデアだと思いますが、誰に作ってもらえばいいのか。市で管理できるかなあ。

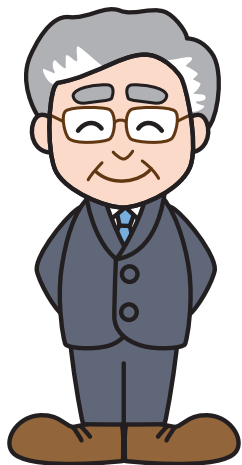
町内会長 : 子供からお年寄りまでたくさんの人が参加するイベントだから、きっとみんな喜ぶのではないかと思います。

市長 : わかりました。ミライさん作れるかね？

ミライちゃん : ぬいぐるみなら作ったことはありますが、人が入れるものは……。専門の業者をお願いするのがいいと思います。

市長 : そうですね。それはいい考えですね。ミライさん、着ぐるみを作ってくれる業者を探しておいてくれるかな。できれば、市内の業者がいいな。

ミライちゃん : わかりました。探してみます。



ミライちゃん : 市長、着ぐるみを作成する業者さんが見つかりました。

市長 : それはよかった。早速、業者さんに連絡してください。その前に、にじろう誕生の際にお世話になった弁理士の虹子さんに、着ぐるみを制作する際の法的問題、例えば、業者さんとの契約の要否やその内容などについて相談してみてください。

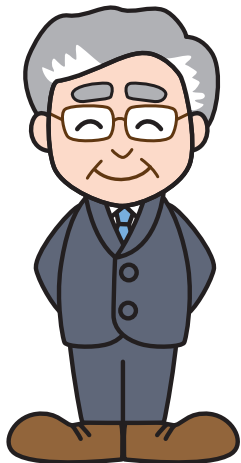


《後日》

ミライちゃん : 市長、弁理士の虹子さんに相談したところ、業者さんとは「着ぐるみ制作委託契約書」を取り交わしたほうが良く、契約書案を作ってもらいました。また、材質、構造、サイズ等を記載した「仕様書」と、できれば正面図、背面図及び側面図、色を明記した「デザイン指示書」を契約書に添付すると、こちらの希望が業者さんにちゃんと伝わるので良いとのアドバイスもいただきました。

市長 : なるほど。では、ミライさん、「仕様書」と「デザイン指示書」を作ってくれるかね？

ミライちゃん : わかりました。



ミライちゃん：市長、着ぐるみ業者さんがいらっしゃいました。

着ぐるみ業者：こんにちは。

市長：わざわざのお越し、ありがとうございます。このたび、市のキャラクター「にじろう」の着ぐるみを作ることになりました。つきましては、着ぐるみの制作をお願いしたいと思ひまして、ご連絡を差し上げた次第です。

着ぐるみ業者：すばらしい！七色市民として、是非ともお手伝いさせてください。

市長：これが、着ぐるみのデザイン指示書と仕様書です。デザイン指示書と仕様書に基づいて着ぐるみを制作してください。

着ぐるみ業者：「にじろう」くんですか……。子供に人気が出そうですね。

市長：そして、これが着ぐるみ制作委託契約書です。よろしくお願いします。



ミライちゃんのワンポイントノート

着ぐるみの制作の注意

1. キャラクターの着ぐるみの制作を外部業者に依頼する際、依頼の内容や権利義務の範囲を明確にするため、外部業者と着ぐるみ制作委託契約を取り交わすのが望ましいです。
2. キャラクターの着ぐるみを制作する際、キャラクターのイメージを損なわないように、正面図、背面図、側面図等を明記した「デザイン指示書」や着ぐるみのサイズや色等を特定するための「仕様書」を作成しておきましょう。（本書では、「デザイン指示書」及び「仕様書」のひな型は掲載しておりません。）
3. イラスト（平面画）をもとに着ぐるみ（立体的な形状）を制作することは、著作物の翻案に該当します。事前に著作権者に著作物の翻案について許諾を得ているか確認しましょう。（公募の段階から「着ぐるみ」や「ぬいぐるみ」等立体的な形状の取り扱いも想定しておくことが望ましいです。）

着ぐるみ制作委託契約書→p.53

(1) 着ぐるみ制作委託契約書

着ぐるみ制作委託契約書

七色市を甲、株式会社〇〇を乙とし、甲乙間において、以下のとおり契約する。

第1条（制作委託）

1. 甲は、乙に対し、甲のキャラクター「にじろう」の着ぐるみ（以下「本着ぐるみ」という）3体の制作を委託し、乙は、かかる委託に基づいて本着ぐるみを制作する。
2. 乙は、本着ぐるみの形状、色彩、サイズその他の事項につき、別紙デザイン指示書及び仕様書に従って自ら制作しなければならない。
3. 乙は、自ら本着ぐるみを制作しなければならない、第三者に再委託、下請けさせてはならない。
4. 乙は、本着ぐるみを制作するのに必要な原料及び資材を自らの責任において調達しなければならない。

第2条（制作委託代金）

甲は、乙に対し、第1条に規定する本着ぐるみ3体の制作委託の対価並びに原料及び資材の費用として、その代金金〇〇〇円を、平成〇年〇月〇日までに乙の指定する以下の銀行口座に対して振込む方法で支払う。振込手数料は甲の負担とする。

銀行名：〇〇銀行 支店名：七色支店

口座の種類：普通

口座番号：〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：株式会社〇〇

第3条（納期及び納品場所）

1. 乙は、本着ぐるみ3体を、平成〇〇年〇月〇日限り、甲の指定する以下の保管場所に運び込むことにより納品する。なお、納品の際、本着ぐるみの外観が第三者の目に触れない方法によるものとする。保管場所：七色市総合体育館倉庫（七色市〇〇町〇丁目〇番〇号）
2. 乙は、甲に対し、本着ぐるみ3体の納品の際、甲から交付された本着ぐるみの仕様書の原本及び写しを返却する。

第4条（検品）

1. 甲は、乙に対し、制作途中の本着ぐるみが別紙デザイン指示書に記載された「にじろう」と同一であるか否かを適宜確認し、甲乙協議の上必要な修正等を行うことができる。
2. 甲は、本着ぐるみの納品を受けた後、速やかに別紙仕様書を満たしているか否か、その他品質、数量の検査を行う。

使用による劣化、クリーニング時のローテーション等を考慮して、複数体制作する必要がある場合があります。

仕様書は、材質、構造、サイズ等が記載されます。デザイン指示書には、キャラクターのデザインが記載され、正面図のみを添付してあとは制作者へのお任せということも可能ですが、できれば正面図、背面図及び側面図、色を明記した方が委託者のイメージが制作者に正しく伝わるので適切です。

本着ぐるみを製造するのに必要な原料及び資材は、すべて甲が乙に供給するとする場合もあります。

代金は持参債務が原則です（受託者の住所地に委託者が代金を持参するという原則です）。

1体ずつ納品時期、方法を規定することもあります。

返却ではなく、廃棄を求めることもあります。

確認の方法については特に規定はしていません。必要であれば、確認の方法（写真、現物確認）、確認の時期などについても規定することが考えられます。

3. 甲は、受領した本着ぐるみが検査に合格しないときは、受領後7日以内に、その旨を乙に通知しなければならない。
4. 前項の規定によって不合格の通知を受けた本着ぐるみについては、直ちに乙がその責任と費用負担で補修するか又は不足数量を納品しなければならない。

第5条（瑕疵担保責任）

乙は、本着ぐるみに隠れた瑕疵があった場合には、甲から指摘を受けた後、速やかに代替品を納入するものとする。

第6条（所有権）

1. 本着ぐるみの所有権は、それが原料又は資材、半製品、完成品のいずれの状態にあるかを問わず、甲に帰属する。
2. 乙は、本着ぐるみを甲に対して引渡すまでの間、本着ぐるみの原料・資材、半製品、完成品を善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならない、これらを第三者に対し、譲渡若しくは貸与し又は担保に供してはならない。
3. 第三者が、本着ぐるみの原料又は資材、半製品、完成品につき権利を主張した場合、乙は、直ちに甲に連絡しなければならない。

所有権の移転時期につき、納品と同時に移転すると規定する場合もあります。

第7条（著作権）

1. 乙は、甲に対し、本着ぐるみに係る全ての著作権（翻案権、二次的著作物の利用に関する権利を含む）を譲渡する。
2. 乙は、甲及び甲より本着ぐるみの使用及び利用を許諾された者に対し、本着ぐるみに係る著作人格権を行使しない。
3. 第1項及び前項の対価は、第2条に規定する制作代金に含まれるものとする。

委託者としては、着ぐるみの表情や着衣の変更可能性を考慮し、翻案権や二次的著作物の利用を含む全ての著作権の譲渡を受けるのが望ましいです。

第8条（第三者からの権利主張）

甲及び乙は、本着ぐるみに対し第三者が権利を主張してきたときには、協力して対応するものとする。

第三者が主張する権利としては、著作権、不正競争防止法違反が考えられます。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、本着ぐるみの別紙デザイン指示書、同仕様書を含む本契約に関連して知り得た他の当事者の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ①他の当事者から知得する以前に既に所有していたもの。
- ②他の当事者から知得する以前に既に公知のもの。
- ③他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの。
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

第10条（模倣品などの制作禁止等）

乙は、本着ぐるみの複製品及び類似品を制作してはならない。

第11条（解約）

甲又は乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約及びこれに基づく個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ①他の当事者が差押、仮差押又は仮処分を受けたとき。
- ②他の当事者の振出、裏書、保証にかかる手形又は小切手が不渡になったとき。
- ③他の当事者につき、破産、和議、商法上の整理開始、特別清算、会社更正開始のいずれかの申立があったとき。

第12条（紛争解決）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、〇〇地方裁判所七色支部を第1審の専属的管轄裁判所とすることを合意する。

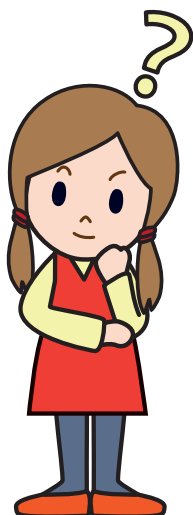
本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所
氏名 ⑩

乙 住所
氏名 ⑩

2 着ぐるみの管理



ミライちゃん：市長、着ぐるみができました。かわいいですね。思っていたとおりの着ぐるみになったと思います。

市長：なかなかの出来栄じゃないか。市民のみなさんに、ドンドン使ってもらおう。

ミライちゃん：その前に、市民のみなさんが着ぐるみをどのような目的で、どのように使うのかを管理するために、貸し出しの条件に関する「着ぐるみ貸出要領」を決めておいた方がいいと思います。また、着ぐるみが汚れたり壊れたり、着ぐるみの中に入る人がケガをしたりしないように、着ぐるみの取り扱いや着る際の注意事項をまとめた「着ぐるみ管理要領」も併せて決めた方がいいと思います。

市長：確かにそうだね。では、ミライさんが中心となって、着ぐるみ貸出要領と着ぐるみ管理要領をまとめてくれないか。忙しいところ大変だが、なんとかよろしく頼むよ！

ミライちゃん：はい。承知いたしました。



ミライちゃんのワンポイントノート

着ぐるみの管理

1. 着ぐるみ貸出要領

自治体や企業等が着ぐるみを貸し出す際に、キャラクターとして適切に使用してもらうために遵守すべき事項を規定しておくといでしょう。着ぐるみは、二次元の図柄と異なり動きまわるので、その行動を監修しなければなりません。着ぐるみ用の貸出要領を作成しておく、後々の着ぐるみの監修がとてもスムーズになります。

着ぐるみ貸出要領→p.57

2. 着ぐるみ使用に関する管理要領

着ぐるみの中には、さまざまな人が入るので、あらかじめ着ぐるみ装着時の諸注意や管理方法等を規定していくといでしょう。

着ぐるみ使用に関する管理要領→p.60

(1) 着ぐるみ貸出要領

七色市キャラクター「にじろう」 着ぐるみ貸出要領

第1条（目的）

この貸出要領は、七色市が所有するキャラクター「にじろう」の着ぐるみ（以下、「本着ぐるみ」といいます。）を貸し出す際の要領を規定したものである。

第2条（利用の範囲）

(1)本着ぐるみは、次のいずれかに該当する場合に限り使用することができる。

- ①七色市が主催し、又は共催する事業・イベント
- ②七色市内の小学校・中学校・高等学校・幼稚園・保育園、同町内会など住民自治団体、同社会福祉法人等公共的団体が主催、又は共催する事業・イベント
- ③…

(2)本着ぐるみを用いて、営利行為を行うことはできない。

「使用」行為の具体的内容についても規定することも考えられます。

第3条（利用申請及び利用承諾基準）

(1)本着ぐるみの使用を希望する個人又は団体（以下、「希望者」といいます。）は、事前に『「にじろう」着ぐるみ使用申請書』を、七色市の本着ぐるみ管理者（以下、「管理者」といいます。）に提出し、管理者から『「にじろう」着ぐるみ使用承諾書』の発行を受けなければならない。

承諾・不承諾を判断するために要する日数を考慮し、使用開始日の○週間前、又は○か月前と規定することも考えられます。

(2)管理者は、希望者から『「にじろう」着ぐるみ使用申請書』の提出があったときは、次項各号のいずれかに該当する場合を除き本着ぐるみの使用を承諾するものとし、受領後速やかに『「にじろう」着ぐるみ使用承諾書』を発行する。

(3)管理者は、次の各号に該当する場合には本着ぐるみの使用を承諾しないものとし、希望者に対し速やかに『「にじろう」着ぐるみ使用不承諾書』を発行する。

- ①『「にじろう」着ぐるみ使用申請書』に記載された用途・目的から、前条に規定する範囲内での使用と認められないとき。
- ②「にじろう」のイメージを損なうと認められるとき。
- ③七色市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ④特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- ⑤…
- ⑥法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- ⑦その他、管理者が本着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

申請書の使用目的外のものを許可しない包括的な規定を最初に設けることも考えられます。

その他、賭博、ギャンブル、飲酒、喫煙に係る利用、暴力団等による利用等さらに具体的な利用態様を禁止することも考えられます。

第4条（費用）

(1)本着ぐるみの使用料は無料とする。ただし、本着ぐるみの配送料その他本着ぐるみの受け取り及び返却に係る費用、並びにクリーニングに係る費用は使用者の負担とする。

(2)前項以外に発生した費用であっても、使用者が本着ぐるみを使用することを起因として生じた費用については、全て使用者の負担とする。

使用者の行為に起因するものについては、全て使用者負担という規定を設けることも考えられます。

第5条（使用上の遵守事項）

(1)本着ぐるみを使用する際には、別紙「着ぐるみ使用に関する管理要領」を遵守しなければならない。

(2)本着ぐるみを第三者に譲渡、転貸してはならない。

(3)『「にじろう」着ぐるみ使用申請書』に記載された用途・目的にのみ使用し、また使用期間、及びその他管理者が特に定めた条件を遵守しなければならない。

貸出を伴わない使用、すなわち市等が業者に着ぐるみの使用を委託するため貸出要領の適用が無い場合があるため、「貸出要領」と「管理要領」を分けて規定しました。貸出のみ、又は業者への委託のみの場合には、両要領を一本化してもかまいません。

第6条（貸し出し及び返却）

本着ぐるみは、管理者が『「にじろう」着ぐるみ使用承諾書』にて指定する方法、日時及び場所において貸し出し及び返却を行うものとする。

貸出方法、日時及び場所を具体的に規定してもかまいません。

第7条（使用の承諾の取り消し）

使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他本貸出要領に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、貸し出しを中止し又は直ちに返却を求めることができる。この場合、取り消しにより使用者が損害を被ったとしても、七色市及び管理者はその責めを負わない。

第8条（修復及びクリーニング）

(1)本着ぐるみを破損又は汚損した場合、使用者は補修又はクリーニングなどを行い、貸し出しを受けた時の状態に復さなければならない。

(2)使用者は、補修又はクリーニングなどを行っても貸し出しを受けた時の状態を回復できない場合、新規に着ぐるみを制作する費用を負担する。但し、負担額については、破損又は汚損の理由等の諸事情を勘案して、双方話し合いの上、決定するものとする。

補修できないほどに破損した場合の取り扱い、例えば新規に制作する費用を負担してもらう等を規定することも考えられます。

第9条（管理者の責任）

(1)本着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては七色市及び管理者は一切その責めを負わず、使用者の責任において対処するものとする。

(2)本着ぐるみの使用により使用者が第三者に損害を与えた場合には、直ちに管理者に連絡しなければならない。また、損害の内容及びその後の対処については書面にて報告しなければならない。

(3)前項の報告を一回で終えることができない場合は、その後の対処が終了するまで、逐次経過を報告しなければならない。

第10条（補足）

本貸出要領及び別紙「着ぐるみ使用に関する管理要領」に定めるものの他、本着ぐるみの取り扱いについて必要な条件を特に定めることができる。

附則

本貸出要領は、平成○年○月○日から施行する。

(2) 着ぐるみ使用に関する管理要領

七色市キャラクター「にじろう」着ぐるみ使用に関する管理要領

第1条（本着ぐるみの管理）

- ①着ぐるみの使用にあたり、必要となる搬入・搬出は使用者が自ら行ってください。
- ②搬入・搬出時は、着ぐるみであることが分からないようにしてください。
- ③本着ぐるみは大切に扱ってください。
- ④着ぐるみの使用前後に、全てのパーツが揃っているかの確認を行ってください。
- ⑤火気、水気に近づけないでください。悪天候時での屋外使用は認めません。
- ⑥天候が変わった場合は、速やかに撤収してください。なお、天候の急変等で本着ぐるみが濡れた場合は、水分を拭き取り、乾かす等の対応を取った上、返却時にその旨を必ず報告してください。
- ⑦着ぐるみの改造は認めません。
- ⑧型崩れに注意し、保管時は狭い場所に置かないでください。

第2条（本着ぐるみの着用者）

(1)着用できる人

- ①18歳以上の方
- ②身長は155cm～170cm程度の方

(2)本着ぐるみを装着する際の留意事項

- ①周囲の安全を十分に配慮し、必ず介添者をつけて下さい。
- ②控室等、人目に付かないところで着替えてください。
- ③着用する場所は下にシートなどを敷き、本着ぐるみを直接地面に置かないようにしてください。
- ④以後の利用者が快適に使用できるようにするため、着用者の素肌が直接本着ぐるみに触れないようにしてください。
- ⑤着用中は視界が制限されるので、周囲の状況に十分注意を払ってください。特に、演技中や移動中は、介添者をつけ、周囲の器物や人にぶつかったり、転んでけが等をしないよう、常に注意を払ってください。
- ⑥着ぐるみ内部は高温多湿となります。1回の使用を30分程度（夏季は15分程度）とし、十分な休憩を水分補給を行ってください。使用が長時間にわたるときには、複数人で交代して着用し、体調には十分配慮してください。
- ⑦着用者が汗をかいた場合、よく乾かしてから収納・保管してください。
- ⑧足底の汚れをふき取ってから収納してください。

※着用手順（例）

〈1〉ズボンをはく

（例）生地ひっかけに注意する。
のぞき部分の破損に気を付ける（のぞき部分を下へ向けない）。頭やボディを狭いところに押し込まない。
着ぐるみの上に物を載せない等。

18歳未満の方の着用を認める場合には、保護者の同意を得ることとするのが適当です。

着ぐるみが2体の場合には、身長差も考慮して複数のサイズを準備することも考えられます。（着ぐるみが男女2体の場合、男性キャラが女性キャラよりも身長が高くなるようにする等。）

長袖シャツ、ジャージ等の長ズボン、靴下、手袋、バンダナ（頭部）の着用を義務付けましょう。

- 〈2〉靴を履き、靴の中に隠れるようにズボンの裾を押し込む
- 〈3〉胴体を頭からかぶり、胴体を肩に通す
- 〈4〉背中ファスナーを上げる
- 〈5〉頭をかぶる
- 〈6〉手を着ぐるみの中に入れる

(3)着用時の留意事項

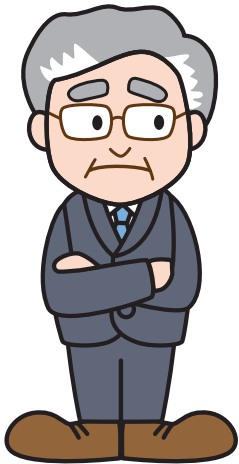
- ①着ぐるみ着用時は、声を出さないでください。
- ②着用者の感情を表に出さないでください。不都合な事態があった場合には介添者に対応をお願いしてください。
- ③本着ぐるみの手や足は短く、見ている側には動きが小さくみえるので、オーバーアクション気味に動いて下さい。
- ④長い距離を歩いたり、階段・段差を超えることは難しいので、事前に現地やイベントの内容を確認し、難しい部分があれば、再度打合せてください。
- ⑤大きな本着ぐるみに恐怖心を抱くお子さんもいます。お子さんに対してはできるだけ低い体勢で接することを心がけ、追いかけたりする等の怖がらせる行為は絶対にしないでください。
- ⑥本着ぐるみ着用時は、視界がせまいため、物につまずいたり、子供にぶつかるケースがあるので、必ず介添者の指示に従って移動してください。

キャラクターが声を出さない設定の場合、キャラクターのイメージを損わないように、介添者との会話にも注意しましょう。

第3条（介添者）

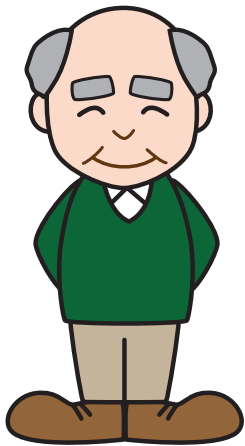
- ①着用者の体調管理や様子に気を配り、無理をさせないようにしてください。着用時間を予め決めておき、時間になったらタイミグを見て撤収してください。
- ②緊急時にすぐ対応できるよう、本着ぐるみとはつかず離れずの距離を保って下さい。写真撮影時は、映らない位置まで移動してください。
- ③本着ぐるみの斜め前あたりから先導し、必要なときは手を引いて補助してください。
- ④着用者は周囲がほとんど見えません。介添者は着用者に声をかけ、周囲の状況を知らせてください。
- ⑤握手、写真撮影などは、声をかけて着用者に知らせて下さい。
- ⑥握手や写真撮影の際、人の整理を行ってください。
- ⑦本着ぐるみに危害を加える人には、毅然とした態度で注意してください。
- ⑧お客さんからの質問には、介添者が代わりに笑顔で対応してください。

3 着ぐるみの貸出



町内会長 : 市長、このあいだ、市の産業博覧会で、「にじろう」の着ぐるみを見たよ。かわいい着ぐるみができたじゃないか。町内会の夏祭りにも、「にじろう」に来てもらえないだろうか？子供たちも喜ぶと思うんだが。

市長 : 夏祭りですか、子供たちの喜ぶ顔が目には浮かびますね。是非、着ぐるみを活用してください。七色市では、「にじろう」の着ぐるみの貸し出しを行っています。貸し出しの条件や使用の際に守ってもらいたい事項は既に決まっているはずです。貸出の手続等詳しいことは、担当のミライさんに聞いてみてください。



町内会長 : ミライさん、市長からにじろうの着ぐるみの貸し出しを行っていると聞いたんだが？

ミライちゃん : はい、「にじろう」の着ぐるみの貸し出しを行っています。着ぐるみの貸し出しを希望される方には、貸し出しの条件が記載された「着ぐるみ貸出要領」、使用の際に守っていただきたい事項が記載された「着ぐるみ管理要領」をお渡ししています。まず、それらの内容に同意いただけるかご検討ください。同意いただける場合は、「着ぐるみ使用申請書」を提出してください。使用申請書の内容を確認させていただいた後、着ぐるみ貸出要領に従って、「着ぐるみ使用承諾書」と共に着ぐるみをお貸しします。実際のご使用の際には、着ぐるみ管理要領の内容を守って、使用するようにお願いいたします。また、使用後に、ご返却いただく際には着ぐるみを使用した状況に関する「着ぐるみ使用報告書」を提出してもらうことになります。

それでは、書類一式をお渡しします。

町内会長 : ありがとう。では、夏祭りの実行委員の人たちと相談してくるよ。



井理士虹子さんのワンポイントアドバイス

着ぐるみの貸出に必要な書面

1. 本件では、市が貸出条件を審査する許可制を採用していますが、使用者が届け出るだけで、使用目的の審査を必要としない届出制を採ることも可能です。
2. 使用報告書は、貸し出した後の使用状況を確認するものです。その後の管理運用に役立てるために活用できます。その際、使用した行事のチラシや使用状態の写真などの資料の添付をお願いすることも有益です。

着ぐるみ使用申請書→p.64

着ぐるみ使用許諾書→p.65

着ぐるみ使用不許諾書→p.66

着ぐるみ使用報告書→p.67

(1) 着ぐるみ使用申請書

「にじろう」着ぐるみ使用申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

管理者

七色市〇〇〇〇 殿

申込者 七色市〇〇町内会

所在地 (町内会長自宅) 七色市

電話番号 (町内会長自宅) 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

氏 名 町内会長 〇〇〇〇 印

下記のとおり申請いたします。

使用希望日： 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)～〇〇月〇〇日 (〇) (返却予定日：平成〇〇年〇〇月〇〇日) ※返却は最終使用日の翌々日(土日祝除く)まで
使用場所： 七色市〇〇 〇丁目〇番〇号 (〇〇2号公園) 七色市〇〇商店街
着用者・介添者： 着用者(着ぐるみの中に入る人) 2名 介添者(着ぐるみを介添する人) 4名
備考(その他特記事項があれば記載してください)： にじろう 使用時間 〇〇月〇〇日(神輿練り歩き) 午後〇時～午後〇時 〇〇月〇〇日(盆踊り大会) 午後〇時～午後〇時 盆踊りの際、やぐらにあがることはありません。 町内を練り歩く距離は約50メートルです。
着ぐるみ貸出要領、及び着ぐるみ管理要領の内容を理解していますか (理解していれば「はい」に☒) ☐はい

着用者及び介添者につき、氏名や連絡先を記載してもら場合もあります。

承認印	局長		部長		課長		担当	
-----	----	--	----	--	----	--	----	--

使用するイベントのパンフレット等があれば添付

着用者・介添者については、必ず複数名であること(着用者・介添者各1名以上)

(2) 着ぐるみ使用承諾書

「にじろう」着ぐるみ使用承諾書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

[申込者] (利用予定者)

〇〇町内会 町内会長 〇〇〇殿

管理者

七色市 地域振興課

課長 〇〇〇〇〇 ⑩

平成〇〇年〇〇月〇〇日付「にじろう」着ぐるみ使用申請書により申請された「にじろう」の着ぐるみ1体の利用申込について、承諾します。

使用目的 (事業、イベント等)	平成〇〇年度〇〇町内会夏祭り
使用場所	七色市〇〇 〇丁目〇番〇号(〇〇2号公園) 七色市〇〇商店街
使用期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)～〇〇月〇〇日(〇) (返却予定日:平成〇〇年〇〇月〇〇日)
使用態様 (できるだけ具体的に)	盆踊りを踊ったり、記念撮影を行い、子どもたちとふれあう。神輿と一緒に町内を練り歩く。 使用時間 〇〇月〇〇日(神輿練り歩き)午後〇時～午後〇時 〇〇月〇〇日(盆踊り大会)午後〇時～午後〇時 盆踊りの際、やぐらにはあがらない。 町内を練り歩く距離は約50メートル。
受取及び返却場所	七色市総合体育館(七色市〇〇町〇丁目〇番〇号)

(3) 着ぐるみ使用不承諾書

「にじろう」着ぐるみ使用不承諾書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

[申込者]（使用予定者）殿

管理者
七色市 地域振興課
課長 〇〇〇〇〇 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付の着ぐるみ使用申請書により申請された「にじろう」着ぐるみ1体の使用申込について、次の理由により承諾できません。

不承認の理由	使用態様及び時間が不明確なため。 〇〇町内夏祭りにおいて、にじろうが具体的にを行う行為態様や使用時間帯を明記し、再度申請してください。
--------	--

(4) 着ぐるみ使用報告書

「にじろう」着ぐるみ使用報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

七色市 地域振興課 課長 殿

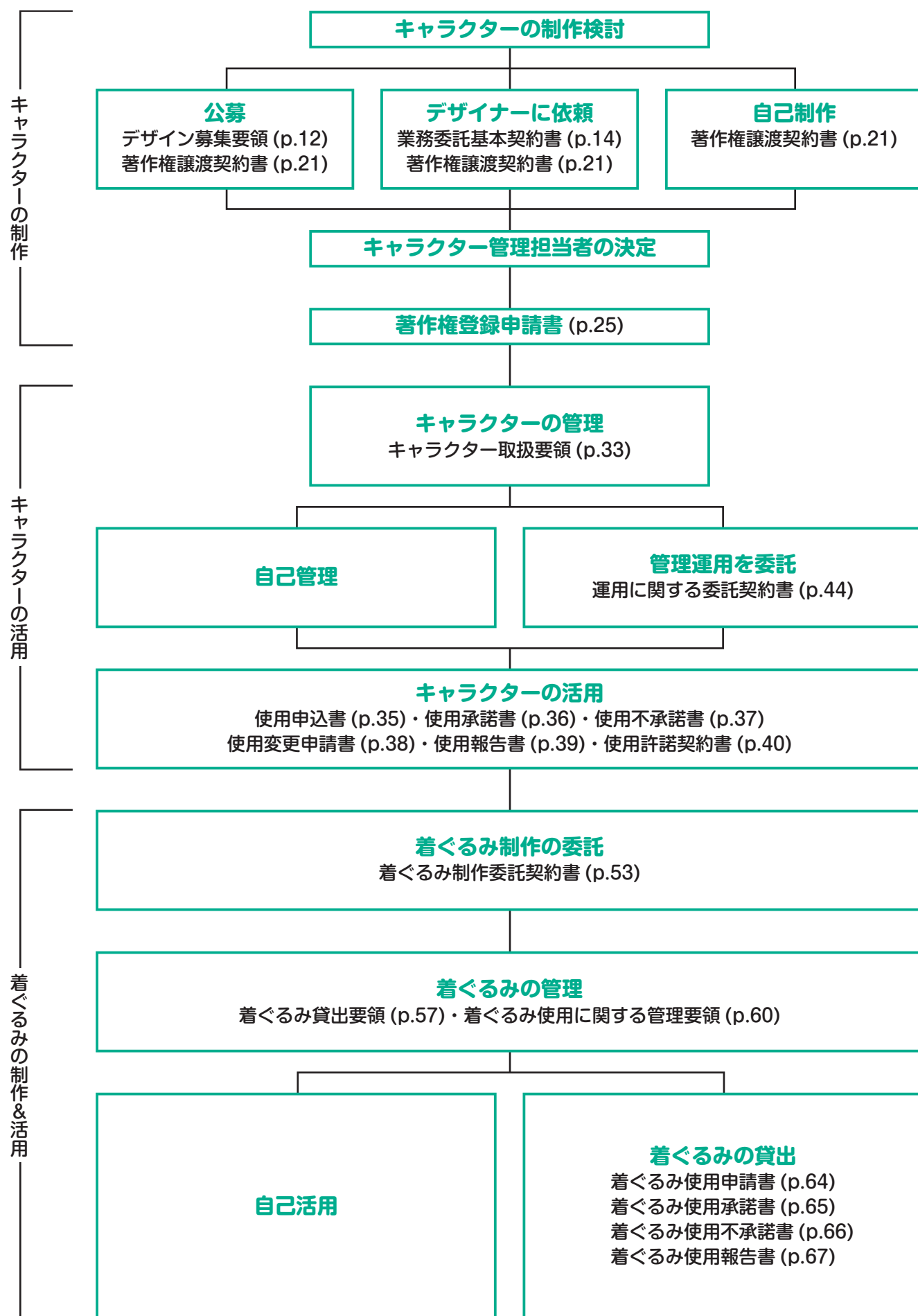
[申込者] 住所 七色市〇〇
団体名(氏名) 〇〇町内会
代表者氏名 町内会長 〇〇〇〇
連絡先

平成〇〇年〇〇月〇〇日付「にじろう」着ぐるみ使用承諾書による承諾を受けて使用した「にじろう」の着ぐるみの使用は次のとおり終了したので報告いたします。

使用事業、イベント等の名称	平成〇〇年度〇〇町内会夏祭り
使用期間	使用日: 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)～〇〇月〇〇日(〇) (返却日:平成〇〇年〇〇月〇〇日)
使用場所	使用場所: 七色市〇〇〇丁目〇番〇号(〇〇2号公園) 七色市〇〇商店街
使用の成果	平成〇〇年度〇〇町内会夏祭りにて、町内の皆さんと盆踊りを踊ったり、記念撮影を行い、子どもたちとふれあった。また、神輿と一緒に町内を練り歩く(別紙写真参照)。にじろうは、参加者、特に小学生以下の子どもたちには大人気で、記念撮影のための列が途絶えなかった。参加者からは、来年以降もにじろうに是非参加してもらいたい、という声が非常に多かった。 盆踊りの参加人数:約100名 神輿練り歩きに参加人数:約300名

※記録写真など使用態様の分かる写真などがありましたら添付してください。なお、添付いただきました写真は返却できません。

付録：地域振興キャラクターの制作・活用の流れ



地域振興キャラクター活用マニュアル

発 行 平成29年3月
編集責任・発行 日本弁理士会 著作権委員会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3丁目4番2号
TEL 03-3581-1211
FAX 03-3581-9188

